

していしょうがいしゃしえんしせつ ほっかいどうたくめいこうしゃ
指定障害者支援施設 北海道拓明興社

じゅうようじこうせつめいしよ
～ 重要事項説明書 ～

ほんじゅうようじこうせつめいしよ どうしせつ さーびすりようけいやく ていけつ きぼう かた たい
本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対し
しゃかいふくしほうだい じょう もと どうしせつ がいよう ていきょう さーびす ないよう
て、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、
けいやくじょう ちゅうい せつめい
契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

どうしせつ りようしゃ たい していしょうがいしゃしえんしせつ せいかつかいご しせつにゆうしよしえん さーびす
当施設では利用者に対して指定障害者支援施設(生活介護ならびに施設入所支援)サービス

ていきょう
を提供します。

とうさーびす りよう げんそく かんけいほうれい しょうがいふくし さーびす かいごきゅうふひとう
当サービスの利用は、原則としての関係法令における障害福祉サービスの介護給付費等

しきゅうけつてい う かた たいしょう
支給決定を受けた方が対象となります。

しゃかいふくしほうじん ほっかいどうたくめいこうしゃ
社会福祉法人 北海道拓明興社

していしょうがいしゃしえんしせつ ほっかいどうたくめいこうしゃ
指定障害者支援施設 北海道拓明興社

どうしせつ ほっかいどう してい う
当施設は北海道の指定を受けています。

ほっかいどうしてい だい ごう
(北海道指定 第0117100453号)

目次 - もくじ -

1.	サービスを提供する事業者(施設経営法人)	4
2.	ご利用施設	4
3.	サービスに係る設備等の概要	5
(1)	居室の概要	5
(2)	居室の変更	5
(3)	居室以外の施設設備の概要	6
(4)	施設・設備ご利用上の注意事項	6
4.	従事者の配置状況	7
(1)	主な従業者の配置状況	8
(2)	専門的な支援等に係る従業員の配置状況	9
(3)	主な職種勤務体制	9
5.	当施設が提供するサービスの内容	10
(1)	介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容	10
(2)	介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容	12
(3)	サービスの概要	13
6.	利用料金	13
(1)	介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金	13
(2)	介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金	15
(3)	サービス利用の取り消し料金	15

りょうりょうきん おしはらいほうほう
(4)利用料金のお支払方法_____15

りようしゃ きろく じょうほう かんり かいじ けいやくしょだい じょうだい こうさんしょう
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条第6項参照)_____16

きろくとう かんり かいじ
(1)記録等の管理・開示_____16

こじんじょうほう
(2)個人情報について_____16

じ こはつせいじ きんきゆうじ たいさく
8. 事故発生時、緊急時の対策_____16

ひじょうさいがいじ たいさく
9. 非常災害時の対策_____17

くじょう うけつけ けいやくしょだい じょうさんしょう
10. 苦情の受付について(契約書第17条参照)_____18

とうしせつ くじょう そうだん い か せんようまどぐち う つ
(1)当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。_____18

ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん
(2)行政機関その他苦情受付機関_____18

ぎやくたいほうし かん じこう しゃかいふくし ほうじんほっかいどうたくめいこうしゃうんえい き ていだい じょう
11. 虐待防止に関する事項について(社会福祉法人北海道拓明興社運営規程第19条)18

ほか
12. その他_____19

1. サービスを提供する事業者(施設経営法人)

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん ほっかいどうたくめいこうしゃ 社会福祉法人 北海道拓明興社
しょざいち 所在地	ほっかいどうそらちぐんないえちようあざないえ ばんち 北海道空知郡奈井江町字奈井江6番地
でんわばんごう ふあつくす 電話番号/FAX	0125-65-5579 / FAX 0125-65-5644
だひひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう なか まる しげ ひろ 理事長 仲丸 茂廣
ほうじん せつりつねんがつび 法人の設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和27年 5月17日

2. ご利用施設

じぎょうしてい 事業指定	していしょうがいしゃしえんしせつ へいせい ねん がつ にち ほっかいどうしてい 指定障害者支援施設(平成22年4月1日 北海道指定)	
じぎょうしよめい 事業所名	ほっ かい どう たく めい こう しゃ 北海道拓明興社	
じぎょうしよばんごう 事業所番号	ほっかいどう ごと 北海道 0117100453 号	
じぎょうしよ しょざいち 事業所の所在地	そらちぐんないえちようあざないえ ばんち 空知郡奈井江町字奈井江6番地	
でんわばんごう ふあつくす 電話番号/FAX	0125-65-5579 / FAX 0125-65-5644	
かんりしゃ しせつちよう 管理者(施設長)	かわ ばた せい さく 川端 精 朔	
さーびす かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	すが の いく こ 菅野 郁 子	
じぎょう しゆるい 事業の種類	せいかつかいごじぎょう 生活介護事業	しせつにゆうしよしえんじぎょう 施設入所支援事業
かいせつねんがつび 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成22年 4月 1日	へいせい ねん がつ にち 平成22年 4月 1日
りようていいん 利用定員	にん 30人	にん 30人
つうじよう じぎょう じっしちいき 通常の事業の実施地域	ない えちようおよ きんりん しちようそん くいき 奈井江町及び近隣市町村の区域 つうじよう じっしちいきいがい じっし ばあい ※通常の実施地域以外で実施する場合があります。	
えいぎようび およ えいぎようじ かん 営業日及び営業時間	せいかつかいご かかわ えいぎようび およ さーびすていきようじかん 生活介護に係る営業日及びサービス提供時間 げつようび どのようび ごぜん じ ふん ごご じ ふん ◆月曜日から土曜日 / 午前8時45分～午後5時30分 ほか ようび じっし ばあい じぜん けいじ おこな ◆他の曜日に実施する場合は、事前に掲示して行います。	
しゆ たいしやうしゃ 主たる対象者	しんたいしやうがいしゃ 身体障害者	
しせつ うんえいほうしん 施設の運営方針 について	<p>どうしせつ りようしゃ じりつ にちじようせいかつまた しゃかいせいかつ いとな 1. 当施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる りようしゃ たい しょうがいふくしき さーびす ていきよう つと よう、利用者に対して障害福祉サービスの提供に努めます。</p> <p>どうしせつ りようしゃ いし およ じんかく そんちよう つね りようしゃや たちば 2. 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたつ しょうがいふくしき さーびす ていきよう つと た障害福祉サービスの提供に努めます。</p>	

	<p>3. 当施設は、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p> <p>4. 当施設は、前3項のほか関係法令等を遵守します。</p>
--	--

※ 利用者が、市町村等に相談をし、夜間と日中のサービスそれぞれ別の事業所を利用されることも可能です。

3. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	無し	
2人部屋	4室	ベッド・押し入れ(2段)・カーテン・衣装箱
3人部屋	8室	同上
合計	12室	

(2) 居室の変更

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設側がその可否を決定します。

また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ

決定するものとします。

※ 利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

※ 入所時の居室は、当施設にて決めさせていただきます。

きよしつがい しせつせつび がいよう
(3)居室以外の施設設備の概要

とうしせつ きよしつがい か き しせつ せつび りよう こうせいろうどうしょう さだ きじゆん
 当施設では、居室以外に下記の施設・設備をご利用いただくことができます。(厚生労働省が定める基準により、

していしょうがいやしえんしせつ せつち きむ しせつ せつび ふく
 指定障害者支援施設に設置が義務づけられている施設・設備を含む)

しせつせつび しゆるい 施設設備の種類	しつ すう 室数	び こう 備考
しょくどう 食堂	1 室	しょくたく にんよう たく いす てれび れいぞうこ 食卓8人用4卓、椅子、テレビ、冷蔵庫 でんしれんじ でんきぽつと 電子レンジ、電気ポット
さぎょうしつ けいさぎょう 作業室1(軽作業)	1 室	さぎょうだい いすほか 作業台、椅子他
さぎょうしつ くみたてさぎょう 作業室2(組立作業)	1 室	さぎょうだいほか 作業台他
いむしつ 医務室	1 室	しんさつだい いすほか 診察台、椅子他
せいようしつ 静養室	1 室	べつど ベッド
よくしつ 浴室	1 室	ふつうよくそう しゃわー しゃわーちえあ 普通浴槽、シャワー、シャワーチェア、 しゃわーようくるま かんいよくそう どれっさー シャワー用車いす、簡易浴槽、ドレッサー
せんたくしつ 洗濯室	1 室	せんたくき ぜんじどう にそうしき 洗濯機(全自動2台・二槽式1台)
かんそうしつ 乾燥室	1 室	ものほ ざお じよしつき 物干し竿、除湿器
せんめんじよ 洗面所	3 室	
べんじよ 便所	4カ所	かくとう せつち 各棟に設置
こういしつ 更衣室	2 室	だんし じよしこういろっかー 男子・女子更衣ロッカー
ゆわかしつ 湯沸室	2 室	れいどうれいぞうこ でんきこんろ 冷凍冷蔵庫、電気コンロ
りはつしつ 理髪室	1 室	
しゅうかいしつ でいるーむ 集会室(ダイルーム)	1 室	てれび まっさーじき いんりょうじどうはんばいき テレビ、マッサージ器、飲料自動販売機2、 ながいす きやくほか 長椅子4脚他
めんかいしつ 面会室	1 室	てれび からおけせつと しき つくえ いす テレビ、カラオケセット1式、机、椅子
そうだんしつ 相談室	1 室	つくえ いす 机、椅子
しゆくしゃとうろうか 宿舎棟廊下		こべつきちようひんこ ろっかー きよしつべつれいぞうこ 個別貴重品庫、ロッカー、居室別冷蔵庫

しせつ せつび りようじよう ちゆういじこう
(4)施設・設備ご利用上の注意事項

とうしせつ きよしつおよ きよしつがい しせつ せつび りよう い か てん ちゆうい
 当施設において、居室及び居室以外の施設・設備をご利用いただくにあたって以下の点にご注意くださ
 い。

きよしつ せつびとう 居室・設備等	◆施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じ
----------------------	------------------------------------

<p>りよう の利用</p>	<p>ばあい ばいしやう た場合は賠償していただくことがあります。</p> <p>ほか りようしゃ そんが い あた ばあい ばいしやう ◆他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。</p> <p>たしや きよしつ た い ばあい きよじゆうしや きよか え ねが ◆他者の居室に立ち入る場合は、居住者の許可を得ていただくようお願いいたします。</p> <p>◆どなたもない居室には立ち入らないようお願い申し上げます。</p>
<p>らいほう めんかい 来訪・面会</p>	<p>めんかい じゆう げんそく しゆうしん きしやう じかん いが い ねが ◆面会は自由ですが、原則として、就寝から起床までの時間以外でお願いいたします。</p> <p>かぞくいがい かた りようしゃ かんけい たず ばあい ◆ご家族以外の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。</p> <p>らいほう じ かえ さい かなら しよくいん こえ ◆来訪時・お帰りの際には必ず職員へ声をおかけください。</p> <p>めんかいしつとう しせつせつび りよう きぼう さい しよくいん こえ ◆面会室等の施設設備のご利用を希望される際は職員へ声をおかけください。</p>
<p>がいしゆつ がいはく 外出・外泊</p>	<p>がいしゆつ・がいはくとどけ ていしゆつ しよくいん きよか と ◆外出・外泊届を提出し、職員の許可を取ってください。</p>
<p>いん しゆ 飲 酒</p>	<p>ま な ー まも ほか りようしゃ めいわく ていど ねが ◆マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度にお願いします。</p> <p>かいん ほか りようしゃ めいわく ばあい けんこうじやう りゆう いんしゆ ◆過飲などで他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由などにより飲酒を制限させていただく場合があります。</p>
<p>きつ えん 喫 煙</p>	<p>さだ こーなー ねが ◆定められたコーナーでお願いします。</p> <p>きよしつない きんえん ◆居室内は禁煙です。</p> <p>けんこうじやう りゆう せいげん ばあい ◆健康上の理由などにより制限させていただく場合があります。</p>
<p>しゆうきやうかつどう 宗教活動等</p>	<p>りようしゃ しそウ しんこう じゆう ほか りようしゃ たい ふきやうかつどう せいじ ◆利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動、政治活動及び営利活動等のご遠慮ください。</p>
<p>きちやうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>りようしゃ せきにん かんり ◆利用者の責任において管理してください。</p> <p>しせつ せつび きちやうひんころつかー りよう ◆施設に設備されている貴重品庫ロッカーをご利用ください。</p> <p>じ こ かんり りようしゃ あずか きんかんり さーびす べつと ◆自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービスの別途 けいやく 契約をしていただきます。</p>
<p>しよくたくい しがい 嘱託医師以外の いりやうきかん じゆしん 医療機関への受診</p>	<p>せんもんか じゆしん ひつやう ほんだん さい じゆしん けいぞくてき ばあい ◆より専門科への受診が必要と判断された際に、受診が継続的になる場合や じゆしんさき えんぼう ばあい しえんひ こうつうひとう ばあい 受診先が遠方である場合などは、支援費(交通費等)をいただく場合や、ご かぞく きやうりよく いらい 家族にご協力を依頼することがあります。</p>

4. 従事者の配置状況

とうしせつ りようしゃ たい していしやうがいしやえんしせつ せいかつかいご しせつにゆうしよしえん さーびす ていきやう
当施設では、利用者に対して指定障害者支援施設(生活介護、施設入所支援)サービスを提供する

もの こうせいろうどうしやう さだ していきじゆん じゆんしゆ か きしよくしゆ じゆうじしや はいち
者として、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、下記職種の従事者を配置しています。

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤従業員の

所定勤務時間(例：週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の従事者が5名いる場合の常勤換算：1名(8時間×5名÷40時間=1名)

(1) 主な従業者の配置状況

① 生活介護

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名		1名
2. サービス管理責任者	1名		1名
3. 保健師(機能訓練指導員・生活支援員)	1名		1名
4. 生活支援員(保健師を含む常勤換算数) ・社会福祉士 ・介護職員初任者研修課程修了者 訪問介護員養成研修2級課程修了者 (ヘルパー2級)	9名	6名	5名
5. 事務職員	(2名)		
6. 栄養士		1名	
7. 調理員		5名	

② 施設入所支援

職 種	常 勤	非常勤	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名		1名
2. サービス管理責任者	1名		1名
3. 栄養士		1名	1名
4. 保健師	1名		
5. 生活支援員	1名		1名
6. 夜勤専従職員(生活支援員)		5名	

せんもんてき しえんとう かかわ じゅうぎょういん はいちじょうきょう
(2) 専門的な支援等に係る従業員の配置状況

しよく 職	しゆ 種	
1. 直接サービス提供に係る従業員 (保健師、生活支援員)		<p>◆当施設では、一定の現場経験年数を有する従事者を配置する等、質の高いサービス提供に努めております。</p> <p>◆当施設では、「生活支援員」として常勤で配置している職員のうち、1名が社会福祉士・精神保健福祉・介護福祉士いずれかの資格保有者であり、専門的なサービス提供に努めております。</p> <p>◆当施設では、視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者に対し、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し生活支援や相談・助言を行っております。</p>
2. 夜勤専従職員		<p>◆当施設では、夜間職員による夜勤体制で安心・安全な夜間のサービス提供に努めております。</p>
3. 栄養士		<p>◆当施設では、利用者の日常生活状況や嗜好等を伺い栄養士による栄養管理等を実施、安心・安全な食事提供に努めています。</p> <p>◆療養食の提供・利用者の状況にあわせ、医師等の指示等に基づき「療養食(糖尿病食等)」の提供を行うことができます。</p> <p>◆栄養ケア計画に基づく利用者の個々の状況に応じた食事について保健師(看護師)、その他の職員と連携した提供に努めています。</p>

おも しよくしゆ きんむたいせい
(3) 主な職種勤務体制

ぎょうじなど こと ばあい
 ※行事等により異なる場合があります。

しよく 職	しゆ 種	せいかつかいご しせつにゆうしよしえん 生活介護・施設入所支援
1. 施設長(管理者)		8:45~17:30
2. サービス管理責任者		はやばん / 6:30~15:00
3. 保健師(看護師)		へいじょう / 8:45~17:30
		おそばん / 13:00~21:00
4. 生活支援員		- 日直体制時 -
5. 事務職員		はやばん / 6:30~18:30
		おそばん / 9:00~21:00
6. 栄養士		8:45~14:00

7. 調理員 <small>ちょうりいん</small>	<small>はやばん</small> 早番 / 6:30~14:30 <small>へいじょう</small> 平常 / 9:30~17:30 <small>おそばん</small> 遅番 / 11:00~19:00
6. 夜勤専従職員(生活支援員) <small>やきんせんじゅうしやくいん</small>	17:30~ <small>よくじつ</small> 翌日 8:30

5. 当施設が提供するサービスの内容 とうしせつ ていきょう さーびす ないよう

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。
とうしせつ りようしゃ たい いか さーびす ていきょう

(1) 介護給付費等から給付されるサービス
かいごきゅうふひとう きゅうふ さーびす

(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス【(1)以外のサービス】
りようりょうきん きんがく りようしゃ ふたん さーびす いがい さーびす

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容 かいごきゅうふひ くんれんとうきゅうふひたいしやうさーびす ないよう

種類 <small>しゅるい</small>	内容 <small>ないよう</small>
相談及び援助 <small>そうだんおよ えんじよ</small>	<p>◆利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、利用者及び家族等に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。 <small>りようしゃ およ かぞく きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じやうきやうとう はあく りようしゃ およ かぞくとう たい そうだん おう ひつよう じよげん た えんじよ おこな</small></p>
日常生活上 必要な支援・ 介護 <small>にちじよう せいかつじよう ひつよう し えん かいご</small>	<p>◆利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。 <small>りようしゃ しんしん じやうきやう おう りようしゃ じりつ し えん にちじようせいかつ じゆうじつ し てきせつ ぎじゆつ おこな</small></p> <p>◆食事や家事など日常生活能力の維持・向上のための支援を行います。 <small>しよくじ か じ にちじようせいかつ の りよく い じ こうじよう し えん おこな</small></p> <p>◆利用者の個性を尊重し、障害に応じた適切な介護を行うとともに、自立に向け必要に応じて介助・確認を行います。 <small>りようしゃ こせい そんちやう しょうがい おう てきせつ かいご おこな じりつ む ひつ よう おう かいじよ かくにん おこな</small></p> <p>◆生活のリズムを整えるような支援を行います。 <small>せいかつ りず む ととの し えん おこな</small></p>
食事 <small>しよく じ</small>	<p>◆食事の提供にあたっては、『4. 従事者の配置状況(2)－3. 栄養士』に記載の通り、利用者の状況に配慮した食事を提供します。 <small>りようしゃ じやうきやう はいりよ しよくじ ていきょう</small></p> <p>◆利用者の状況に応じた適切な介護を行うとともに、食事の自立に向けた支援を行います。 <small>りようしゃ じやうきやう おう てきせつ かいご おこな しよくじ じりつ む し えん おこな</small></p> <p><食事時間> 朝食 7:40~ 8:20 <small>しよくじ じかん ちやう しよく</small> 昼食 12:05~12:45 <small>ちゆう しよく</small> 夕食 17:30~18:10 <small>ゆう しよく</small></p>
排泄 <small>はい せつ</small>	<p>◆利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。 <small>りようしゃ じやうきやう おう てきせつ はいせつ えんじよ おこな とも はいせつ じりつ む てきせつ し えん おこな</small></p>

<p>にゆう よく 入 浴</p>	<p>◆利用者の身体状況に応じた適切な方法・入浴具の提供により、入浴あるいは必要に応じて清拭を行うとともに、自立に向けた支援を行います。</p> <p>◆利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭となる場合があります。</p> <p>◆週2回以上の入浴を行います。(※基本:月・水・金の 週3回)</p> <p>※行事等により入浴日や入浴回数が変更となる場合があります。</p> <p>※設備点検・修繕等により、入浴できない場合があります。</p>
<p>けんこう かんり 健康管理</p>	<p>◆看護職員(保健師)により、日常生活上必要な健康状態のチェック、疾病予防、健康管理に努め、その他必要な管理、記録を行います。</p> <p>◆医務室にて毎週月曜日に血圧・体重測定を受けることができるほか、心身の健康相談を受けることができます。</p> <p>◆嘱託医師による、健康相談及び、協力医療機関による年2回の健康診断・歯科検診を行います。</p> <p>◆緊急時には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。</p> <p>◆処方された薬は、利用者の状況により看護職員(保健師)が管理します。</p> <p>◆協力医療機関以外の遠方の病院等での受診、利用者の希望による個人的な外来受診等については、診療費ならびに支援費(交通費等)をご負担いただく場合や、ご家族にご協力を依頼することがあります。</p> <p>◆医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p> <p><当施設の嘱託医・協力医療機関></p> <p>嘱託医 : 小西 裕彦(内科)</p> <p>協力医療機関 : 奈井江町立国民健康保険病院</p> <p>協力歯科医療機関 : アダチ歯科 / 医師名:安達 弘高</p> <p>※奈井江町立国民健康保険病院にはない診療科への受診先は原則、砂川市立病院とさせていただきます。</p>
<p>せいさんかつどう ・生産活動 そうさくかつどう ・創作活動 きのうくんれん ・機能訓練</p>	<p>◆自立の支援と日常生活に充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて軽作業等の『生産活動』、『創作的活動』や余暇活動を通した『機能訓練』の機会を提供し支援します。</p> <p>◆利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて支援します。</p> <p>◆利用者が自立して社会生活を営むことができるよう、日中活動(生産活動・創作</p>

	<p>かつどうとう おこな 活動等)を行います。</p> <p>せいさんかつどう ＜生産活動＞</p> <p>さぎょうないよう ☆作業内容</p> <p>ざしき せいぞう もとゆい し あ そうしょくとう ・座敷ほうき製造(元結・仕上げ・装飾等)</p> <p>まぎょう いたくかこうじぎょう ・企業からの委託加工事業</p> <p>かくしゆ ぶら ししょくもう く た わり ばしほうそうとう (各種ブラシ植毛・組み立て、割り箸包装等)</p> <p>せいさんかつどうかいしよじかん ぎょうじとう へんこう ばあい ☆生産活動開所時間 ※ 行事等により変更となる場合があります。</p> <p>にゆうよくび そうさくかつどう ひ ・入浴日・創作活動の日 (9:00～15:00)</p> <p>じょうきいがい へいじつ ・上記以外の平日 (9:00～17:00)</p> <p>こうちん しはらい ☆工賃の支払</p> <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゆうにゆう ひつようけいひ さ ひ がく そうとう きんがく ◆上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額</p> <p>こうちん せいさんかつどう じゆうじ りようしゃ しはら を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p> <p>そうさくかつどう ＜創作活動＞</p> <p>じぜん ちょうかい けいじばんとう れんらく じつし ◆事前に朝会・掲示板等により連絡して実施します。</p> <p>きのうくねん ＜機能訓練＞</p> <p>たいりよく しんたいきのう せいかつのうりよく い じ こうじょう うんどう きかい ていきょう ◆体力、身体機能、生活能力の維持・向上のための運動の機会を提供するほか、</p> <p>せいさんかつどうとう おこな 生産活動等を行います。</p> <p>せいさんかつどう そうさくかつどう た かつどう さんか じゆう ※ 生産活動・創作活動・その他の活動への参加は自由です。</p>
<p>しゅうろう ちいきせいかつ 就労・地域生活</p> <p>いこうしえん 移行支援</p>	<p>ちいき しゃかいけいざいかつどう じりつ しゃかいせいかつ おく せいかつしゅうかん かくりつ ◆地域において社会経済活動や自立した社会生活を送るための生活習慣の確立</p> <p>めざ りようしゃ ひつよう そうだんえんじよ かくしゆしえん おこな を目指している利用者には、必要な相談援助や各種支援を行います。</p>

かいごきゆうふひ くねんとうきゆうふひたいしやうがいさ ー び す ないよう
(2)介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

かき さーびす かいごきゆうふひとう たいしやう じっぴそうとうがく ふたん
下記のサービスについては、介護給付費等の対象とならないため、実費相当額を負担していただきます。

<p>しよく ひ 食 費</p>	<p>けんこうかんり しよくちゆうどくぼうし かんてん しよくじていきやうじかん ◆健康管理、食中毒防止の観点から食事提供時間に</p> <p>しせつ す ばあい たいちやうふりやうとうとくべつ りゆう 施設で過ごされている場合、体調不良等特別な理由が</p> <p>かぎ しよくじ と ない限り食事を摂っていただいております。</p> <p>がいしよくとう じゆう しよくひ へ しよくじ ※外食等は自由ですが「食費を減らすために食事を</p> <p>きやんせる えんりよねが キャンセルする」などはご遠慮願います。</p> <p>しよくじ きやんせる ばあい にちまえ もう で ◆食事をキャンセルする場合は、3日前までにお申し出くだ さい。</p>	<p>1, 430円/日 えん にち</p>
----------------------	---	----------------------------

こうねつすいひ 光熱水費	りようしゃ たんきにゆういんまた がいはく ばあい ◆利用者が短期入院又は外泊をされた場合においても こうねつすいひ ふたん 光熱水費をご負担いただきます。	10,000円/月 えん がつ
にちようせいかつひん 日常生活品 こうにゆう の購入	ずいじ にちようひん か ものだいこう おこな ◆随時、日用品の買い物代行を行っております。	じっぴ 実費
しゅつちようりびよう 出張理美容	ちよくせつ ぎようしゃ しはらい ◆直接、業者にお支払いください。	
ほか その他	くりーにんぐだい よぼうせつしゅ そだいごみしよぶん とくべつ ◆クリーニング代、予防接種、粗大ゴミ処分、特別な さーびす ていきやうとう サービスの提供等	
あず きんかんり 預かり金管理	べつとあず きんかんりけいやく ていけつ いただ したが かんり おこな ◆別途預かり金管理契約を締結して頂き、これに従い管理を行います。	

※ 介護給付費の対象外の各サービスについては、それぞれ料金を一覧表等により明示します。

※ 特定障害者特別給付費(補足給付費)が設定されている場合は、食費・光熱水費の負担額が軽減されます

(3) サービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の

自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、

サービス担当会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。

なお、「個別支援計画」は、利用者に交付いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の

見直しを行います。

6. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

こうもく 項目	さーびすりようきん サービス料金	
せいにかつかいごさーびす 《生活介護サービス》		
せいにかつかいごさーびすひ 生活介護サービス費	くぶん 区分6	11,440円 えん
	くぶん 区分5	8,540円 えん
	くぶん 区分4	6,010円 えん
	くぶん 区分3	5,410円 えん

	くぶん い か 区分2以下	えん 4,930円
ふくしせんもんしよくいんはいちとうかさん 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)		えん 60円
しかくちようかくげんごしょうがいしやしえんたいせいかさん 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		えん 410円
しょきかさん りようかいしび きさん にちいない きかん かさん 初期加算(利用開始日から起算して30日以内の期間について加算)		えん 300円
ふくし かいごしよくいんしよくうかいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		じょうきごうけい 上記合計の6.9%
しせつにゆうしよしえんさーびす 《施設入所支援サービス》		
しせつにゆうしよしえんさーびすひ 施設入所支援サービス費	くぶん 区分6	えん 4,430円
	くぶん 区分5	えん 3,720円
	くぶん 区分4	えん 2,970円
	くぶん 区分3	えん 2,210円
	くぶん い か 区分2以下	えん 1,570円
しかくちようかくげんごしょうがいしやしえんたいせいかさん 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		えん 410円
やきんしよくいんはいちたいせいかさん 夜勤職員配置体制加算		えん 600円
にゆうしよじとくべつしえんかさん にゆうしよ にちいない きかん かさん 入所時特別支援加算(入所から30日以内の期間について加算)		えん 300円
にゆういん がいほくじ かさん 入院・外泊時加算	(Ⅰ)にち げんど 8日を限度	えん 3,200円
	(Ⅱ)にち こ ひ にち げんど 8日を超えた日から82日を限度	えん 1,910円
にゆういん じしえんとくべつかさん 入院時支援特別加算 (月1回を限度) 90日を超える入院期間が	(1)にちみまん 4日未満	えん 5,610円
	(2)にちじよう 4日以上	えん 11,220円
ふくし かいごしよくいんしよくうかいぜんかさん 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		じょうきごうけい 上記合計の6.9%

※ じょうききんがく へいせい ねん がつげんざい きんがく
上記金額は平成30年4月現在の金額です。

こんご しょうがいしやしそごうしえんほう かいせい しょうがいふくし さーびす ひほうしゆうかいてい どうしせつ しよくいんはいちじょうきょうとう
今後、障害者総合支援法の改正、障害福祉サービス費報酬改定、当施設の職員配置状況等による

かさんないよう へんこうとう りようりょう へんこう ばあい
加算内容の変更等により、利用料が変更となる場合があります。

じょうき かいごきゆうふひ くんれんなどきゆうふひ さーびす ていきょう さい しょうがいふくし さーびす りようりょうきんぜんたい
上記、介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、障害福祉サービス利用料金全体

わり かいごきゆうふひとう きゆうふたいしろう じぎょうしや かいごきゆうふひとう きゆうふ しちようそん ちよくせつ とう
のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受

と だいいりじゆりょう ばあい さーびす りようりょうきん こうせいのうどうだいじん さだ きじゆん さんしゆつ がく
け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち

りようしやふたんぶん さーびす りようりょうきんぜんたい わり じようげん じぎょうしや しはらい ていりつふたん
利用者負担分(サービス利用料金全体の1割を上限)を事業者にお支払いただきます。(定率負担また

りようしやふたながく
は利用者負担額といえます)。

な お、利 用 者 負 担 額 の 軽 減 等 が 適 用 さ れ る 場 合 は、こ の 限 り で は あ り ま せ ン。障 害 福 祉 サ ー ビ ス

受 給 者 証 を ご 確 認 ぐ だ さい。

(2) 介 護 給 付 費 ・ 訓 練 等 給 付 費 対 象 外 サ ー ビ ス 内 容 の 料 金

上 記 「5. 当 施 設 が 提 供 す る サ ー ビ ス の 内 容 (2) 介 護 給 付 費 ・ 訓 練 等 給 付 費 対 象 外 サ ー ビ ス 内 容」の

項 目 を ご 参 照 ぐ だ さい。

(3) サ ー ビ ス 利 用 の 取 り 消 し 料 金

利 用 者 が サ ー ビ ス 利 用 の 取 り 消 し (キ ャ ン セ ル) す る 場 合 は、利 用 予 定 日 の 3 日 前 ま で に 当 事 業 所 ま で

お 申 し 出 ぐ だ さい。

尚、サ ー ビ ス 利 用 日 の 3 日 前 ま で に 申 出 の な い 場 合 は、キ ャ ン セ ル 料 を 頂 く 場 合 が あ り ま す。

キ ャ ン セ ル 料 (食 費 の 実 費 相 当 額) 1 日 あ た り	1, 000 円
---	----------

(4) 利 用 料 金 の お 支 払 方 法

前 記 (1) の 料 金 ・ 費 用 は、1 カ 月 ご と に 計 算 し、ご 請 求 し ま す の で、翌 月 25 日 ま で 以 下 の い ず れ か の

方 法 で お 支 払 い 下 さい。

1. 本 事 業 所 窓 口 で の 現 金 支 払

2. 下 記 指 定 口 座 へ の 振 り 込 み

北 海 道 銀 行 砂 川 支 店 普 通 預 金 0018450

北 門 信 用 金 庫 奈 井 江 支 店 普 通 預 金 0136802

※ 名 義 社 会 福 祉 法 人 北 海 道 拓 明 興 社 施 設 長 川 端 精 朔

3. 金 融 機 関 口 座 か ら の 自 動 引 き 落 と し

ご 利 用 で き る 金 融 機 関 : 北 海 道 銀 行 ・ 北 門 信 用 金 庫

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について(契約書第8条第6項参照)

(1) 記録等の管理・開示

事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容

を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8:45～午後5:30です。

※開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- ① 個別支援計画
- ② サービス提供の具体的な内容
- ③ 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令等で義務付けられた市町村への通知事項
- ④ やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- ⑤ 利用者からの苦情の内容
- ⑥ 事故の状況及び事故に際してしての対応

(2) 個人情報について

利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う

上で必要となる他事業所及び医療機関等との連絡調整や、市町村及び関係機関に情報提供を要請さ

れた場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

8. 事故発生時、緊急時の対策

◆ 利用者に疾病等の急変、事故、入院などが生じた場合は、速やかに医療機関、家族(身元引受人)、

市町村等関係機関への連絡・報告を行なうなどの必要な措置を講じます。

◆ 施設内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合、他の利用者に

損害を与えた場合は賠償していただくことがあります。

《協力医療機関名》

①	医療機関名	奈井江町立国民健康保険病院
	診療科	内科・整形外科・眼科
	病院長	小西 裕彦
	所在地	北海道空知郡奈井江町字奈井江12番地
	電話番号	0125-65-2221
	FAX	0125-65-2727
②	医療機関名	アダチ歯科
	診療科	歯科
	病院長	安達 弘高
	所在地	空知郡奈井江町字奈井江町46番6
	電話番号	0125-65-2659

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画により対応いたします。
避難訓練	利用者の方も参加して別途定める消防計画に則り、年2回以上の避難・防災訓練を実施します。
防災設備	<p>◆自動火災報知機：あり ◆誘導灯：あり</p> <p>◆ガス漏れ報知機：あり ◆非常通報装置：あり</p> <p>◆カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</p> <p>◆震災に備えての備蓄</p>
消防計画	消防署への届出を行っています。
防火管理者	川端 精朔
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

くじょう うけつけ けいやくしょだい じょうさんしょう
10. 苦情の受付について(契約書第17条参照)

とうしせつ くじょう そうだん い か せんようまどぐち う っ
(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

とうじぎょうしよ 当事業所 うけつけまどぐち 受付窓口	うけつたんとどうしや 受付担当者	とみ なが ゆ か り ほけんし 富永結花理(保健師)	
	くじょうかいけつせきにんしや 苦情解決責任者	かわ ぼた せい さく しせつちよう 川端精朔(施設長)	
	りようじかん ご利用時間	まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日～金曜日 ごぜん ごご 午前8:45～午後5:30	
	しせつれんらくさき 施設連絡先	0125-65-5579	
	ふあつくす FAX	0125-65-5644	
とうほうじん 当法人の だいさんしゃいん 第三者委員	おか すずむ 岡 澄	しよぞく 所属	ふくしほうじんほっかいどうたくめいこうしや かんじ 社会福祉法人北海道拓明興社 監事
		れんらくさき 連絡先	0125-65-2275
	おか もと かつ や 岡本克也	しよぞく 所属	ふくしほうじんほっかいどうたくめいこうしや ひょうぎいん 社会福祉法人北海道拓明興社 評議員
		れんらくさき 連絡先	0125-65-2600

ぎょうせいきかん たくじょううけつけきかん
(2) 行政機関その他苦情受付機関

そらちそうごうしんこうきよく 空知総合振興局 ほけんかんきょうぶ しゃかいふくしか 保健環境部 社会福祉課 ちいきふくしがかり 地域福祉係	しよざいち 所在地	いわみざわし じょうにし ちようめ 岩見沢市8条西5丁目
	でんわばんごう 電話番号	0126-20-0110
	うけつけじかん 受付時間	9:00～17:00
ほっかいどうふくしきーびす 北海道福祉サービス うんえいてきせいかいいんかい 運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	しよざいち 所在地	さっぽろしちゆうおうくきた じょうにし ちようめ 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 ほっかいどうしゃかいふくしそうごうせんたー 北海道社会福祉総合センター(かでの2・7)5階
	でんわばんごう 電話番号	011-204-6310
	ふあつくす FAX	011-204-6311
	いーめーる Eメール	tekisei@vesta.ocn.ne.jp
	うけつけじかん 受付時間	9:00～17:00

ぎやくたいほうし かん じこう しゃかいふくし ほうじんほっかいどうたくめいこうしやうんえいきていだい じょう
11. 虐待防止に関する事項について(社会福祉法人北海道拓明興社運営規程第19条)

りようしや たい ぎやくたい ばあい じんそく てきせつ たいおう たんどうしや はいち じじつかんけい ちようさ
 利用者に対する虐待があった場合、迅速かつ適切に対応するため、担当者の配置・事実関係の調査

じっし かいぜんそち りようしやまた かぞく たい せつめい きろく せいび たひつよう そち こう
 の実施・改善措置・利用者又はその家族に対する説明・記録の整備・その他必要な措置を講じるものと
 します。

ぎゃくたい ふてきせつ ぼうし そうきはっけん たいおう よぼう しせつ げんじょう はあく し く づく
 虐待、不適切ななかかわりの防止と早期発見とその対応、予防のため、施設の現状を把握し、仕組み作

けんとう おこな
 りのため検討を行います。

ぎゃくたいぼうしせきにしや 虐待防止責任者	かわ ばた せい さく しせつちよう 川 端 精 朔(施設長)
ぎゃくたいぼうしいんかい 虐待防止委員会	いいんちよう 委員長
	うけつたんとうしや 受付担当者
	いいん 委員
	かわ ばた せい さく しせつちよう 川 端 精 朔(施設長)
	すが の いく こ さーび す かんりせきにしや 菅 野 郁 子(サービス管理責任者)
	とみ なが ゆ か り ほけんし 富 永 結 花 理(保健師)
	すず き ゆう や じむ せいかつしえんいん 鈴木 裕 也(事務・生活支援員)
	ふく だ かつ よし かんじ 福田 勝 喜(監事)
	り へい ち よ こ ほごしや 理 堀 千 代 子(保護者)

12. その他

じぎょうしや じぎょうしよ りようしや だいにん せつめいかくにんらん していしょうがいふくしきーびす ていきょうかいしよてい
 事業者、事業所、利用者(または代理人)による説明確認欄、指定障害福祉サービスの提供開始予定

ねんがつび べっし「どういしよ」
 年月日は別紙『同意書』に記載いたします。

※ この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条に基づく、厚生労働省令第171. 172号(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。